

第1章 河内長野市歴史文化基本構想の位置づけと役割

第1節	河内長野市歴史文化基本構想の位置づけと役割	2
第2節	河内長野市歴史文化基本構想策定にいたる経緯と目的	2
第3節	事業概要と計画期間	4
第4節	河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会について	4
第5節	計画策定の経過と経緯	4
第6節	調査成果検討会について	6
第7節	上位計画・関連計画の整理について	7
第8節	市民意識調査について	11



第1節 河内長野市歴史文化基本構想の 位置づけと役割

歴史文化基本構想は、文化芸術振興基本法に基づいて策定された「文化芸術振興に関する基本的な方針」において重点的に取り組むべき施策として位置づけがなされているものであり、現在、文化庁が地方公共団体に策定を推奨している。以下に、歴史文化基本構想の概念が提唱された経緯、国がこれを提唱するに至った経過についてまとめる。

平成18年に設置された文化審議会文化財分科会企画調査会では、社会構造や価値観の変化、特に過疎化や少子高齢化などの変化に対応し、文化財の保存と活用に関する新たな方策について総合的な議論が行われた。また、この会では、「文化財を総合的に把握するための方策」、「社会全体で文化財を継承していくための方策」について検討され、平成19年10月にその報告書のなかで「歴史文化基本構想」が提唱された。

平成23年には、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第3次）が定められ、6つの文化芸術振興に関する重点施策が示されたが、その内の1つとして「重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承」がとり上げられた。その中においては、「有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する」と記載されている。また、「重点的に取り組むべき施策」として「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存活用の推進や、文化財登録制度の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る」と記載され、歴史文化基本構想による文化財の総合的な保存活用の推進が言及されている。

平成20年度から22年度には文化庁で歴史文化基本構想策定のモデル事業が行われ、この成果を受けて平成24年2月に「歴史文化基本構想」策定技術指針が策定され、地方公共団体に通知された。

この通知では「「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。」と規定され、歴史文化基本構想が「文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすこと」、「文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されること」が期待されるとされている。

第2節 河内長野市歴史文化基本構想策定 にいたる経緯と目的

河内長野市には、6件の国宝と79件の重要文化財をはじめとする文化財が数多くの残っており、年代的には中世の文化財、類型としては宗教関連のものが多くを占め、市域の歴

史や文化の特色をよく示している。平成22年3月に行った教育立市宣言では「文化財のまち河内長野」を柱の一つとして掲げ、文化財の積極的な保存活用を進めてきた。

文化財の活用に関して、これまでに本市では文化財の現地公開を進めるとともに、個々の文化財の調査成果を郷土歴史学習やまちづくり出前講座に活かし、また、一般にも理解されやすいような図書を刊行する等、教育や生涯学習に活かす取り組みを行ってきた。これらの取り組みの在り方としては、指定文化財を中心とした文化財の単体での、或いは類型別の保存活用が中心であった。

この間に本市の文化財の保存継承を取り巻く環境は急速に変化しつつある。特に、少子高齢化が急速に進んでおり、後期高齢者の急速な増加が予想され、推計では平成32年度末には前期高齢者よりも割合が高くなり、平成37年度には22%になることが予想されている。このため、有形文化財の所有者・所有団体の高齢化、或いは無形民俗文化財の保持者や継承団体の後継者不足が大きな課題となってきた。このことから、未指定文化財については、建築物を中心に失われていったものや維持管理が困難になりつつあるものが現れている。また、文化財は単体としてではなく、地域伝統文化の所産として、周囲の他の文化財、あるいは自然・社会環境と相互に密接な関連を持ちながら継承されてきたものであり、総合的な保存活用の必要性が指摘されはじめている。

一方で、人とひととの助け合いによる地域のつながりの重要性が再認識されるとともに、地域の活力の維持・向上に向けた適切な対応、市民主体でのまちづくりが求められている。このような中で、地域住民のつながりによって受け継がれ、地域の魅力を形成してきた歴史文化遺産の役割を再評価していかなければならない。

これまで本市では、複数の文化財が群として持つ価値、自然的社会的環境も含めた空間としてのまとまりの価値、地域のつながりを保ってきた役割の評価が十分ではなかった。また、これらの総合的な保存や活用についても取り組みが十分ではなかった。文化財群が織り成す空間としてのまとまりや雰囲気을把握し、これを適切に評価し行政と市民が共有化することは、河内長野らしい地域づくりを進める上で重要であり、また、地域の魅力を発信し、活性化をはかっていく上で、大きな効果が期待できると考える。

このような社会情勢の変化、文化財保護行政に対して求められるものの変化に対応して、指定・未指定の文化財を総合的に長期的に保存活用するためのマスタープラン策定の必要



第1図 郷土歴史学習風景



第2図 文化財普及啓発図書

性が高まった。このために、本市の総合計画に基づいて、本市にとって重要な地域資源である歴史文化遺産を活用し、住民と行政の協働による魅力的なまちづくりを進めるため、また地域に愛着と誇りを持った豊かな人づくりのため、さらには自然や先人が築いた歴史・文化が調和し、多彩な魅力が輝き質的に充実した住環境の創出のために、「河内長野市歴史文化基本構想」の策定を行うものである。

第3節 事業概要と計画期間

河内長野市歴史文化基本構想の策定にあたっては、昭和49年度以降に本市が行ってきた市内文化財調査の成果と平成25年度・平成26年度に行った現状調査・追加調査により市内の文化財の総合的な把握を行った。これらの調査成果を基に、市内の文化財について類型を横断した関係を明らかにし、河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会の審議を経つつ、市内文化財を周辺環境も含め包括的に保存活用するための構想について平成25年度～27年度にかけて策定に取り組んだ。

本構想は、長期的かつ普遍的内容により構成を行うものであるために、本構想で定めた内容が有効となる計画期間、その達成の目標年次については示さず、この点については、本構想を踏まえて策定を行う河内長野市文化財保存活用計画が担うこととする。一方で、文化財の保存を支える環境の変化、あるいは住民意識の向上によって柔軟に構想の内容を見直す必要もあるため、河内長野市文化財保護審議会の承認を経て内容を変更できるものとする。

第4節 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会について

河内長野市歴史文化基本構想及び構想に基づく河内長野市文化財保存活用計画を策定するため、河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会を設置した。委員会は、委員15名以内で組織することとし、学識経験者、関係行政機関の職員、市民、市の職員により構成した。



第3図 委員会議事の様子

第5節 計画策定の経過と経緯

- 第1回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会の開催（平成25年9月9日（月））
- 諮問「河内長野市歴史文化基本構想の策定について」
 - 歴史文化基本構想について
 - 河内長野市歴史文化基本構想策定の経緯と目的
 - 事業概要と事業スケジュール

河内長野市の文化遺産と市内文化財悉皆調査について
基本理念（素案）・基本方針（素案）について
関連文化財群（素案）について

第2回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会の開催（平成26年1月9日（木））

河内長野市の歴史と環境について
上位計画・関連計画の整理について
基本理念（素案）・基本方針（素案）について
関連文化財群（案）について
総合調査について～中間報告～
調査成果検討会について
平成26年度事業計画

平成26年度 第1回 調査成果検討会開催（平成26年6～7月）

長野・三日市地区検討会（平成26年6月25日（水））
建造物検討会（平成26年7月2日（水））
天見地区（岩瀬）検討会（平成26年7月16日（水））
美術工芸品検討会（平成26年7月17日（木））

第3回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会（平成26年8月28日（木））

河内長野市歴史文化基本構想骨子について
関連遺産群について
歴史文化遺産保存活用地区について
河内長野市歴史遺産データベースについて
（既存データ整理完了報告）
事業行程について

普及啓発シンポジウム（平成26年9月6日（土））

平成26年度 第2回 調査成果検討会開催（平成27年1月～2月）

美術工芸品検討会（平成27年1月23日（金））
高向・加賀田・川上地区検討会（平成27年1月23日（金））
建造物検討会（平成27年2月20日（金））

第4回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会（平成27年2月16日（月））

調査成果検討会報告
河内長野市歴史文化基本構想素案について
河内長野市文化遺産データベースシステムについて
平成27年度事業計画

住民説明会（平成27年4月～8月）

岩湧寺（4月17日（金））、小山田地区（4月19日（日））
川上地区（5月13日（水））、三日市地区（5月17日（日））
高向地区（5月24日（日））、長野地区（5月27日（水））
流谷地区（6月20日（土））、上天見地区（8月22日（土））
下天見地区（8月29日（土））

平成27年度 第1回 調査成果検討会開催（平成27年5月～9月）

景観調査（島の谷地区・流谷地区）（平成27年5月9日（土））
建造物検討会（平成27年6月10日（水））

景観調査（川上地区）（平成27年6月13日（土））

景観調査（高野街道地区）（平成27年6月19日（金））

美術工芸検討会（平成27年6月23日（火））

景観調査（小山田・天野地区）（平成27年7月8日（水））

景観調査（滝畑地区）（平成27年9月7日（月））

福祉教育常任委員協議会への付議（平成27年8月17日（月））

パブリックコメント（平成27年9月1日（火）～30日（水））

第5回 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会（平成27年10月16日（金））

答申「河内長野市歴史文化基本構想の策定について」

第6節 調査成果検討会について

河内長野市歴史文化基本構想の策定にともなって行った市内文化財の総合的な整理・調査の成果を学識経験者の指導の基に検討を行った。なお、検討会は、文化財建造物、美術工芸品、歴史文化遺産保存活用地区を検討のテーマとした。

（1）建造物検討会

担当委員：櫻井敏雄委員長・橋寺知子委員

調査体制：調査員（市職員）

検討内容：今後の詳細調査、保存措置の方針について審議を行った。

（2）美術工芸品検討会

担当委員：長田寛康委員

調査体制：河内長野市郷土研究会、市職員

検討内容：詳細調査が必要な物件についての選定を行い、今後の正式調査、保存措置の方針について審議を行った。

（3）歴史遺産保存活用地区検討会

担当委員：佐久間康富委員

調査体制：市職員

調査仕様：歴史文化遺産保存活用地区の歴史的景観の構成要素、風習・祭礼について調査を行った。

調査内容：関連遺産群が集中する地区を、歴史文化遺産保存活用地区とし、各地区の地誌に詳しい地域住民、担当委員、事務局で地区内にある文化財の検討、文化財相互の関連性、これらによって形成される景観について検討を行い、歴史文化基本構想の中での歴史文化遺産保存活用地区の位置づけを決めた。なお平成27年度は、景観調査として実施した。

第7節 | 上位計画・関連計画の整理について

(1) はじめに

河内長野市歴史文化基本構想は、市域に所在する文化財とその周辺環境を総合的に保存活用することを目的としており、河内長野市の総合計画に基づき、文化財の保存と活用を行っていくための重要な指針となるものである。したがって、本構想の策定を進める上では、上位計画である河内長野市第5次総合計画、文化財やその周辺環境の保存、或いは活用に係る法令や施策との十分な調整が必要である。このため、ここでは上位計画及び関連計画・施策の整理を行う。

(2) 上位計画との関係

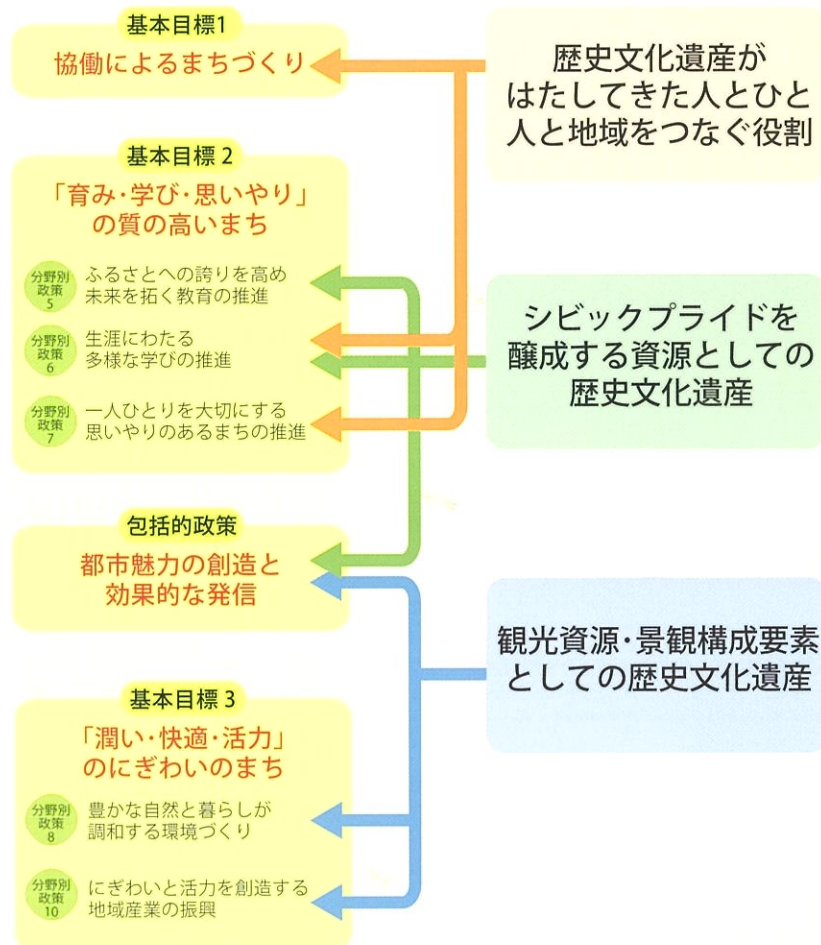
河内長野市は、平成22年3月に「教育立市宣言」を行い、この中で「文化財のまち」を柱の一つとして掲げ、文化財の保存活用に力を入れている。上位計画である河内長野市第5次総合計画（平成28～37年度を計画期間とする。）では、基本目標2「「育み・学び・思いやり」の質の高いまち」を達成するための政策の中に「ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進」、「生涯にわたる多様な学びの推進」があがっており、本構想の策定目的と深く関連する。また、基本目標3「「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち」を達成するためにも、本構想で保全活用の対象とする歴史文化遺産が重要な役割を果たすことが期待される。なお、包括的政策「都市魅力の創造と効果的な発信」を行う中で歴史文化遺産は本市において代表的な都市魅力となるものである。

(3) 文化財の保存活用を行うための法令

市域の文化財がこれまでの長い歴史の中で護り伝えられてきたのは、寺社による管理や、講・氏子といった住民組織によるところが大きい。また明治期より、行政による文化財保護の仕組みが整えられるようになり、昭和25年には文化財保護法が制定され、時代情勢を反映した数次の改正を経て充実が図られてきた。河内長野市では、河内長野市文化財保護条例を平成12年に制定し、文化財の保存を図ってきた。

(4) 関連計画・施策との関係

文化財をとりまく環境を構成する要素としては、丘陵、森林、耕作地、公園、ため池、河川、慣習、祭礼、旧村の家並み・旧市街地のまち並みなどがあげられる。これらは、地域の多様な営みのなかで護り育てられてきたものであり、こうして受け継いだ要素を、さらに後世へと継承する役割は、文化財所有者、市民並びに市民団体、行政等がそれぞれ担い、その上で連携している。これらの保存については、文化財行政のみならず、様々な行政分野において行政計画（第1表）が策定されており、また様々な施策が展開されている。このような各行政分野での行政計画や関連事業と整合性を



第4図 第5次総合計画と歴史文化遺産の関係

持たせることで、本構想をより実効性のある「文化財保護のマスタープラン」として提示することが可能となると考えられる。また、各行政計画は、河内長野市固有の環境、景観、生業を保全し、活用していくことも目標にしており、この固有の特徴とは長い歴史の中で形成されてきたものでもある。本構想は、河内長野市固有の特徴を定義し、価値づけを行うことで各行政計画を側面から支えるものでもある。

また、文化財を活用した事業の実施には、文化財保護所管課のみならず、様々な部署が関わっている。特に、市内の各地で観光事業として文化財を活用した取り組みが行われている。

これらの文化財の活用にあたっては、現在、様々な市民団体（第2表）が参画している。また、平成23年度からは、地域課題を地域自らが解決するための組織として、小学校区を単位として「地域まちづくり協議会」が発足したが、今後、地域の文化財をまちづくりのために活用する団体として、自治会とともに期待される。構想策定後に、地域の文化財に関する情報発信を行い、保存・活用への参画を促していく。

第1表 文化財周辺環境保存活用に関連する行政計画

法令・計画名称	対象となる地域	目的	担当課
河内長野市都市計画マスタープラン	市域全体	河内長野市における都市計画、土地利用・施設整備・開発事業等の基本となる方針を定めたもの	都市計画課
河内長野市景観形成計画	市域全体	市域全体の景観づくりの方向性を示したもの	都市計画課
河内長野市環境基本計画	市域全体	市民一人一人が環境についての理解を深め、良好な環境づくりに参加してつくりあげるまちを目指すためのもの	環境政策課
河内長野市緑の基本計画	市域全体	公園の整備や緑化などの取り組みを体系的かつ総合的に推進することで、市民・事業者・行政が一体となって緑のまちづくりや緑を育てる人づくりに取り組むためのもの	公園河川課
河内長野市産業振興ビジョン	市域全体	既存産業の振興や新規産業の参入、商業や観光サービス産業の充実や都市近郊農林業の活性化など、本市特有の地域資源を活かした河内長野市らしい産業のあり方について、具体的に目指すべき方向性を示したもの	産業政策課
河内長野市森林整備計画	市域の森林地域	河内長野市の森林整備に関する基本的な事項を定めることで、森林環境を保全するためのもの	農林課
河内長野市農業振興地域整備計画	市内農業振興地域及び農用地区域	優良な農地を確保、保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するためのもの	農林課
河内長野市木材利用基本方針	市域全体	公共の建物等における木材利用の意義や、それら建築物等における「おおさか河内木材」の利用の目標、及び利用すべき公共建築物等を示すとともに、「おおさか河内木材」の利用促進に向けた取り組みを定め、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を目指すうえで必要な事項をさだめたもの	農林課
河内長野市教育大綱	市域全体	本市において教育を推進する基本理念や基本方針を示したもの	政策企画課
地域防災計画	市域全体	市域の防災のために処理すべき業務などを包括的・具体的に定めたもの	危機管理課
文化振興計画	市域全体	市内の文化・芸術の振興をはかるもの	文化・スポーツ振興課

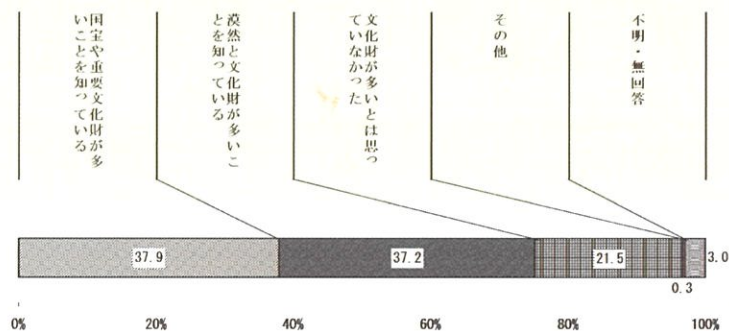
第2表 文化財の活用に係る市民団体

団体名称	活動している地域	活動内容	関係課
高野街道酒蔵どおりプロジェクト	長野町	高野街道の景観保存活動（杉玉づくり、活動発表展示など） 蛭の生息を促すための継続的な環境保全・景観保存の活動	都市計画課 観光政策課
三日市地区高野街道再生プロジェクト (三日市小学校区連合町会)	三日市町 上田町	高野街道の景観保存活動（広報紙の発行、視察研修など）	都市計画課
エコライフ かわちながの	市域全体	石けん利用促進啓発による河川浄化活動や自然と歴史・文化の共生などの研究や展示発表など	環境政策課
公益社団法人 大阪自然環境保存協会 えぼしがた公園 自然観察会	喜多町	公開観察会（烏帽子形公園の植生調査や生き物調査）など	環境政策課
烏帽子 里山保存クラブ	喜多町 高向	烏帽子形公園の里山保存にともなう竹林等の間伐・下草刈り・伐採竹の竹炭化や、南花台第9緑地の整備にともなう間伐・下草刈りなど	公園河川課
NPO 法人 森林ボランティア トモロス	市域全体	森林の保全活動及び周辺環境の整備の事業 森林保全活動に関連した地域まちづくり活動	農林課 市民協働課 公園河川課
かわちながの 観光ボランティア 倶楽部	市域全体	市内の観光ボランティア活動 特に天野山金剛寺、観心寺、延命寺、高野街道、滝畑を中心としたガイド活動	観光政策課
NPO 法人 文化遺産保存 ネットワーク 河内長野	市域全体	市内の文化遺産についての調査、活用、普及啓発事業	ふるさと 交流課

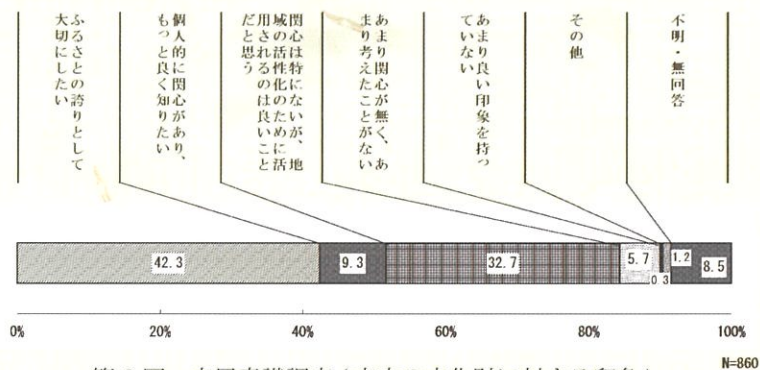
第8節 市民意識調査について

平成25年度に行った第40回河内長野市市民意識調査では、本構想の策定のために、住民基本台帳（基準日：平成25年7月31日（水））から無作為に抽出した満20歳以上90歳未満の市民2,000人に対して、郵送によるアンケートの依頼及び回収を行い860票の有効回答を得、有効回収率は43.0%であった。回答者の性別は、「女性」が57.4%、「男性」が39.5%で、女性の方が17.9ポイント多かった。年齢は、男女ともに60歳以上が過半数を占めており、多い世代では女性は「60歳代」が28.3%、「50歳代」が20.4%となっており、男性は「60歳代」が29.1%、「70歳代」が22.9%となっていた。

回答の状況からは、市民の多くが市内に豊富な文化財があることを知っており（回答者の75.1%）、また、文化財に関してよい印象を持っている（84.3%）ことが分かった。特に、「ふるさとの誇りとして大切にしたい」との回答が42.3%を占めた。また、文化財を適切に保存し、次世代へ伝える主体をどのように考えているのかについても、行政に続いて地域住民、国民全体とした回答が続く、これらの回答が文化財所有者とする回答を上回った。また、市民の多くが文化財を適切に保存し、次世代へつたえることが必要と考えており、保存・継承について高い意識が持たれていることが分かった。



第5図 市民意識調査
(市内に文化財が豊富に存在していることについて)

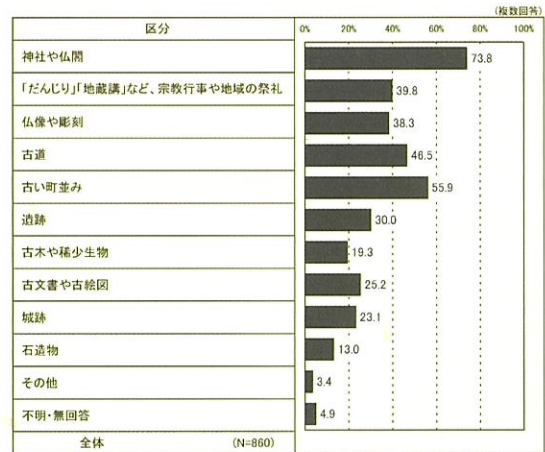


第6図 市民意識調査 (市内の文化財に対する印象)

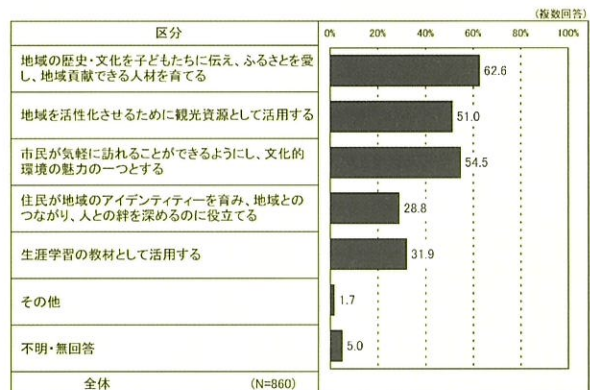
河内長野市らしい文化財を市民がどのように考えているのかについては、神社や仏閣、古い町並み、古道とする回答が上位3位を占めており、いずれも景観を構成する文化財であった。また、中世以降に観心寺、金剛寺に代表される中世寺院の興隆や、高野街道による人の往来の活発化とともに栄えてきた本市ならではの文化財があがっているのが注目できる。この他、宗教行事や祭礼、仏像や彫刻が続き、いずれも寺社に関係を持つものが回答されている。これらの調査結果は、関連文化財群の設定においても十分に考慮する必要がある。

文化財の活用に関しては、地域貢献できる人材を育てるための活用、文化的環境の向上のための活用との回答が、観光資源としての活用をやや上回っている。

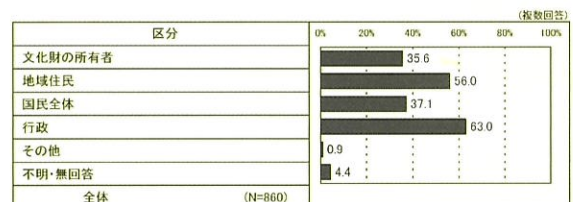
また、平成25年度に行われた河内長野市第5次総合計画策定のための市民アンケート調査結果によると、河内長野市を知り合いに紹介する際に自慢したい項目について、620件中、171件が文化財に関する事項であった。また、将来において取り組むべき項目に関して「町並み・自然・歴史などの美しさ」への取り組みが重要であるとの回答が83.3%を占めた。産業振興・活性化のために今後力を入れるべき事項に関して「歴史・文化・自然などを活かし、交流人口の増加による観光振興」は2位で全体の32.3%を占めた。期待されるまちの姿として「自然や歴史を活かし、多くの観光客が訪れるまち」は2位で37.5%を占めた。これらのことから、多くの市民が、歴史文化遺産を地域の重要な資産と認識し、これを活用していくことを望んでいることが分った。



第7図 市民意識調査（河内長野らしい文化財）



第8図 市民意識調査（文化財の活用）

第9図 市民意識調査
（市内に文化財を守り伝える主体）